明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○放送法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令（**総務**九三）　一
○農林水産省関係地域再生法施行規則（**農林水産**七〇）　二
○日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（**環境**三一）　二

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（**法務**五四四～五四七）　三
○税関に係る事項における相互支援及び協力に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**三七九）　五
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物の公表を行う件（**厚生労働**四六九）　五
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（**同**四七〇）　六
○児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（**同**四七一）　六
○肥料を登録した件（**農林水産**一八五〇）　六
○保安林の指定をする件（**同**一八五一～一八五四）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一八五五～一八六二）　七
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一一四八）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一一四九）　八
○建築基準法施行規則の規定に基づく登録昇降機検査資格者講習事務を行う者の代表者の氏名を変更する件（**同**一一五〇）　九
○建築基準法施行規則の規定に基づく登録建築設備検査資格者講習事務を行う者の代表者の氏名を変更する件（**同**一一五一）　一〇
○道路に関する件（**関東地方整備局**四〇五）　一〇
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二一七、二一八）　一〇

〔人事異動〕

警察庁　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

指定流通機構の登録業務の休止について（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬、共同研究者の募集関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三

省　令

○総務省令第九十三号

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十三号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六十一条の規定に基づき、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）を実施するため、放送法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十五日

総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「により津波警報」を「による津波警報又は同法第十三条の二第一項の規定による津波特別警報」に改める。

一　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十二条第一項の表三の項

二　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条の二第一項の表三の項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第二項、第三項第四号及び第四項第五号並びに地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林水産省関係地域再生法施行規則を次のように定める。

平成二十六年十二月十五日

農林水産大臣　西川　公也

農林水産省関係地域再生法施行規則

（地域農林水産業振興施設）

第一条　地域再生法施行令（以下この条において「令」という。）第三条の農林水産省令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設とする。

一　地域農林水産物（令第三条第二号に規定する地域農林水産物をいう。以下この条において同じ。）を集荷し、調製し、貯蔵し、又は出荷する事業